

敷地利用計画

※ 敷地利用計画は、本来敷地内の各施設の配置案を検討することになりますが、複合化の方針が決定されないため、敷地利用に関する留意点などを検討することとします。

※現在までの検討過程の中で、出てきたキーワードや意見をまとめてみました。

- ① 区役所新庁舎の建設位置は、整備エリア内の各公共施設との調和を図かり、区のシンボルとして、道路から分かりやすい所に建設すること。
- ② 必要な駐車場を確保するため、土地の有効利用を考えながら、整備エリア内の施設ごとに区分した駐車場の配置を検討し、利用者の利便性の向上を図ること。
- ③ ロータリーなどの施設を整備するなど、整備エリア内の交通アクセスの向上と安全性を図ること。
- ④ 歩行者と車両との交通事故を防止するため、歩道と車道及び駐車場の区分を明確にし、必要な区画線及び標識を設置すること。

＜参考図＞

